

## ドイツの昼間保育施設教育指針 —ブレーメン州とテューリンゲン州の比較検討を中心に—

井 下 べ に  
(本講座大学院博士課程前期在学)

### Bildungspläne der Bundesländer in Deutschland für die Frühe Bildung in Kindertageseinrichtungen: Vergleich den Bildungsplan von Bremen mit dem von Thüringen

Beni INOSHITA

#### Zusammenfassung

Das Ziel des Aufsatzes ist es, die Bildungsinhalte im Musikalische Bildungsbereich von den Bildungsplänen der Bundesländer für die frühe Bildung in Kindertageseinrichtungen zu erforschen und diesen Unterschieden klar zu bringen.

In der Arbeit wurden Ramenplan für Bildung und Erziehung im Elementarbereich in Bremen und Thüringer Bildungsplan für Kinder bis 10 Jahre berücksichtigt, weil die Kindertageseinrichtungen in beiden Bundesländern von anderem Amt, wie das Amt für Soziales, Kinder, Jugend und Frauen, sowie das Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur verwaltet werden. Es wurden die Bildungsinhalte, sowie die Gestaltung von Übergänge von Kindertageseinrichtungen in der Grundschule verglichen.

Aus der Untersuchung ging hervor, dass Gemeinsamkeiten, sowie Unterschieden der Bildungsinhalte von beiden Bildungsplänen anerkannt werden. Kooperation mit anderen Bildungsbereichen, sowie Rhythmus und Bewegung in der Musik für wichtig zu halten sind der Erstere.

Der Letztere sind Altersbereich der beide Bildungsplänen, sowie die Menge und die Qualität der pädagogische Inhalte.

Aus dem Grund könnte die Bildungsplan für Kindertageseinrichtung in Thüringen die Kooperation zwischen Kindertageseinrichtungen und Grundschulen als wichtige Sache mehr als die von Bremen betrachten.

#### 1. はじめに

ドイツでは、東西統一以降、学校教育及び就学前教育の改革が議論されていたが、2000 年の PISA ショックにより、就学前からの早期教育の必要性が述べられるようになった。また保育施設と基礎学校の連携によって双方の教育を円滑に接続することが課題に上がっている。それらの対策として、2004 年前後から日本の幼稚園指導要領にあたる昼間保育施設の教育指針等が作成されるようになった。ドイツは 16 の州による連邦国家であり、教育指針は各州によって独自に作成されている。ドイツの就学前教育段階の音楽教育に関する先行研究として、ハンブルク州の昼間保育施設の為の教育勧告の内容を検討し、ドイツの教育全体の動向の中で、就学前の保育における音楽活動の在り方について考察した伊藤（2007）の研究が挙げられる。ドイツでは、州によって昼間保育施設の管轄が違い、福祉機関の省が所管する州と、教育文化省等の学校教育を取り扱う省が所管する州が存在する。豊田（2011）によれば、「…16 州のうちブランデンブルク、テューリンゲン、ベルリン等の 6 州は福祉機関ではなく教育文化省や教育学術省等の所管

となっている。これらの州では、幼稚園と基礎学校との接続・連携施策も推進されている。」とあるように、省によって幼小連携の取り組みの違いがみられるようである。

本研究では、昼間保育施設が福祉機関の省の所管となっているブレーメン州と、教育機関の省の所管となっているテューリンゲン州に着目し、音楽領域に焦点を当てて、就学前教育および幼小連携の取り組みの違いを、ブレーメン州の就学前段階における教育の大綱（以下、ブレーメン州の昼間保育施設教育指針）とテューリンゲン州の10歳までの子どもの教育プラン（以下、テューリンゲン州の昼間保育施設教育指針）を通して比較・検討することで明らかにしていくことを目的とする。

## 2. Ramenplan für Bildung und Erziehung im Elementarbereich – Bremen (初歩領域(就学前段階)における教育の大綱—ブレーメン州)

### (1) ブレーメン州の大綱の概要

2004年に公表されたこの大綱は、生後から基礎学校に入学までの子どもを対象にしており、教育の使命を具体化する、教育領域を定義するといった目的で作られている。

各教育領域は子どもが有利な条件のもとで自立して利用できる「自己教育への機会」という項目と、保育者がサポートする子どもの「自己教育の支援」という項目の2つに分けられている。

教育領域は7つに分けられており<sup>1</sup>、音楽は「リトミックと音楽」という領域に含まれる。

### (2) Rhythmik und Musik (リトミックと音楽) の内容

ブレーメン州の昼間保育施設教育指針の「リトミックと音楽」の領域を概観すると、音楽は子どもの情操に作用し、また肉体運動とも連動すること、それらが社会との連帯感を促進させるという考えが土台となっている。

「自己教育への機会」の項では、音楽は、子どもの感情的、精神的および社会的成長を促進させ、包括的な個性の成長と感情の安定に貢献し、リトミックは、音楽、言語そして動きといった違う分野の教育領域を結びつける役割を果たすと捉えられている。

例えば、言葉を理解する以前の幼児は、発言者の言葉の響きと抑揚で、発言者の感情や発言の大体の文脈を予測する。それに対して、言語を習得した幼児は、歌と話し声の区別が可能となり、声を使って自発的に自己表現をしたり、他人の感情などを判断できるようになると述べられている。子どもは言語を習得する以前の段階で、声の音高や声音によって他人とのコミュニケーションをとる準備段階にあるといえる。

また、成長段階に沿って、言語とリズムパターンとの関連を理解し、それらを自ら実践することによって、正しい使い方を探求していくと述べられていることから、リトミックなどでリズム感を養うことによって、それらの成長の相互作用を促すと考えられる。

子どもは身近な人間の歌を聴いているうちに模倣するようになるが、まず先にリズム的要素の模倣が可能になり、その後音高を含む旋律の模倣が正確になっていく。つまり、成長段階において重視すべき音楽の要素が変化するといえる。

「自己教育の支援」の項においては、子どもは音楽のみならず、身の回りの音から刺激されることによって聴取能力が訓練されていくことから、音の区別、音楽の聞き分けが可能になる。それらの能力は音楽への興味を促進させる為、音を聴くことを意識させる環境作りなどが目指されるといえる。また、簡単な楽器を施設内に設置し、楽器作りを行う機会を設けることで、楽器による音や音楽への興味を促進させたり、周囲の人間による歌い聴かせや集団での歌唱の経験が音楽活動に対する興味の促進、及び歌唱等の音楽活動と言語活動、運動等の他領域との連携させる能力を身につけさせると述べられている。特に子どもの社会的成長に関しては、1人または他人との間で音楽とリトミック等を通して得られる相互作用が初步的な社会経験と集団活動に順応する能力の獲得に繋がると述べられている。

### (3) ブレーメン州の昼間保育施設教育指針の特徴

これらのことから、ブレーメン州の昼間保育施設教育指針を以下の2点にまとめることができる。

- ①「自己教育の機会」及び「自己教育の支援」という2つの観点から述べられており、昼間保育施設教育指針内で明確に示されているわけではないが、ドイツの学校教育の軸となる「自己能力、社会的能力、

事実的能力、学習方法論的能力」に関連した内容であるといえる。

②「リトミックと音楽」領域においては、子どもの成長過程に沿って記されており、特に声と歌、リズム、動きの関連に着目されている。それらはつまり、言語活動及び運動等、他の教育領域とも関わっている内容であるといえる。

### 3. Thüringer Bildungsplan für Kinder bis 10 Jahre (テューリンゲン州の10歳までの子どものための教育プラン)

#### (1) テューリンゲン州の教育プランの概要

2008年に公表された本教育プランの教育領域の項では、各教育領域での概要と共に、10歳までの子どもを3つの教育発達段階に分け、3つの教育の要素を軸として、内容が具体的に示されている。音楽は、7つの教育領域<sup>2</sup>の中の「音楽教育」として扱われている

表1 教育発達段階

Basale Bildungsphase (乳幼児教育段階)	主に家族内外での早期の教育経験や遊び。
Elementare Bildungsphase (就学前教育段階)	子どもはほかの子どもたちと様々な状況において遊び、学び、働くようになる。また、子どもの経験は彼らの遊びの中で、遊びを改造したり、広げたり、試したりといった影響を及ぼすようになる。
Primäre Bildungsphase (初等教育段階)	教育施設での教育の性格が強くなる。読み、書き、計算といった具体的な認知能力の習得が目指される。

\*Thüringer Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur (Hrsg.) (2008) *Thüringer Bildungsplan für Kinder bis 10 Jahre*, verlag das netz. S.19  
より筆者作成。

表2 教育の要素

Personale Dimension (個人的要素)	自己を一人の人間として理解し、自己同一性の発展、人間性の拡張などを含む。
Soziale Dimension (社会的要素)	社会性。自身と他人の観点を認め、他人とのコミュニケーションや相互作用の能効力を含む。
Sachliche Dimension (物的要素)	文化と物質的な関連。自然や人工による環境。

\*Thüringer Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur (Hrsg.) (2008) *Thüringer Bildungsplan für Kinder bis 10 Jahre*, verlag das netz. S.17  
より筆者作成。

「この教育プランの基本的な理解は、ここで示された教育要素だけではなく、自己能力、社会的能力、物質的能力、方法論的能力<sup>3</sup>もまた含んでいる」<sup>4</sup>と述べられている。

#### (2) Musikalische Bildung（音楽教育）の内容

音楽教育の領域は、音楽への理解の基盤が10歳くらいまでに形成されること、音楽的成长に、認知、運動、歌唱、楽器や音楽メディアの扱いは大切であること、音楽は、コミュニケーションと表現のための重要なツールであるという考えをもとに方針づけられている。

主に昼間保育施設に通う教育発達段階である就学前教育段階の内容は以下である。

表3 音楽教育での目標と条件

個人的因素	<ul style="list-style-type: none"><li>・リズムと旋律的な輪郭を理解し、再生する。</li><li>・音楽の雰囲気や内容を理解することができる。</li><li>・生活の中で騒音と音楽とを分別し、音楽と動きを表現する。</li><li>・様々な文化や様式、ジャンル、時代の音楽を聞く。など</li></ul>
社会的因素	<ul style="list-style-type: none"><li>・グループ内での齐唱のみならず単純な合唱やソロ演奏も可能となる。→聴覚の発達、自己及び他者認知は周囲の人間に刺激されることによって、長期的に発達する。</li><li>・年齢相応の物語、絵本、動き、踊り→グループでの音楽活動を行う動機。</li><li>・音色、メロディー、ハーモニー、リズムを使って感情の表現を経験する。など</li></ul>

物的要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>動きに適した空間や各作業場が必要であり、運動場所、語る場所、創作する場所等のゾーン分けをし、認識できるようにする。</li> <li>様々な打楽器、旋律楽器、視聴覚機器を装備する。</li> <li>保育者や家族等の周囲の人間が音楽的教育をうけていること。など</li> </ul>
------	--

\*Thüringer Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur (Hrsg.) (2008) *Thüringer Bildungsplan für Kinder bis 10 Jahre*, verlag das netz. S.116-118.

表4 どのような教育提案を受ける権利があるか？

個人的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>五感の刺激→動きと音楽の同期化を促す。</li> <li>声による音楽の再生と創作。</li> <li>鑑賞→音楽や音に対してより敏感になり、聴き分けできる能力を身につけさせる。</li> <li>楽器の演奏能力の取得→段階的な指導によってゆっくりと進歩。など</li> </ul>
社会的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>重奏や共同作業での音楽創作→時間、空間、強弱、様式は基本的な美的構成のパラメーターであり、それらは子どもの社会的交流の中で経験される。いきすぎた自己啓示欲の抑制につながる。など</li> </ul>
物的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の人間の音楽的能力→子どもの生活をより豊かにする。音楽を自己表現の手段として経験する。</li> <li>生演奏や再生機器を利用しての様々な音楽鑑賞→様々な楽器群、アンサンブル、オーケストラの認知。など</li> </ul>

\*Thüringer Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur (Hrsg.) (2008) *Thüringer Bildungsplan für Kinder bis 10 Jahre*, verlag das netz. S.116-118.

表5 どういう教育の設定でこれらの提案は行われるか？

個人的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>音の発見ができる自由な空間。</li> <li>子どもの音楽的な成長レベルと適していない課題によって物体や楽器の音への探求心や関わりを制限しないこと。</li> <li>音楽の探求の時間と空間を、関連に応じて構成する。など</li> </ul>
社会的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ内での音楽。</li> <li>音楽と動きの相互変換。</li> <li>自らの音楽活動により、自己や他人に及ぼす感動などの刺激を与えることができるという体験をさせる。</li> <li>音楽と動き等の様式を仲間と共に探求することによって、活動様式を豊富化させる。など</li> </ul>
物的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭・幼児教育施設での音楽と運動。</li> <li>音楽学校での早期音楽教育。</li> <li>他分野の子ども教育と早期音楽教育の連携。</li> <li>音楽室の設置。など</li> </ul>

\*Thüringer Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur (Hrsg.) (2008) *Thüringer Bildungsplan für Kinder bis 10 Jahre*, verlag das netz. S.116-118.

表6 どういう具体的な提案が実施されるべきか？

個人的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>試行、模倣、練習といった様々な行動様式によって、音楽と運動の理解を深め、また行動様式を状況により変化させる。</li> <li>広く多彩な音楽活動分野の提供。</li> <li>強弱、速度、音高、音色、アーティキュレーション等の要素のコントラストが豊富なものを扱う。</li> <li>音楽と動きの相互作用、適合相違を体験させ、認識・熟考させる。など</li> </ul>
社会的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>音楽、周囲の人間、グループでの出会いの中での自己と他人の認知の支援。</li> <li>音楽を通してのコミュニケーションをすることへの喜びを体験し、それらを促進させる。</li> <li>パートナーやグループでのボディーパーカッションによる音やリズムの変換。</li> <li>単独及び集団での器楽演奏。</li> <li>歌と楽曲に合わせた動きと踊りを身につけ、それらを音楽劇やパフォーマンスとして上演する際に取り入れる。など</li> </ul>
物的因素	<ul style="list-style-type: none"> <li>詩と歌、拍子、音階、伴奏、絵本、絵画鑑賞、運動、楽譜等様々な要素による感情の喚起。</li> <li>歌や劇の伴奏としてのボディーパーカッション。</li> <li>動きと音楽の置き換え。</li> <li>音楽の印象を言葉にする。</li> <li>音楽の知識の獲得。音楽の実践によって知識を発展させる。など</li> </ul>

\*Thüringer Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur (Hrsg.) (2008) *Thüringer Bildungsplan für Kinder bis 10 Jahre*, verlag das netz. S.116-118.

### (3) テューリンゲン州の昼間保育施設教育指針の特徴

これらのことから、テューリンゲン州の昼間保育施設教育指針の特徴を以下の5点にまとめることができる。

- ① テューリンゲン州の昼間保育施設教育指針では10歳までの（基礎学校までの）子どもを扱っている。子どもの個々の成長の速度の違いを考慮して、年齢にとらわれない3つの教育発達段階に分けて成長段階に適した音楽教育が考えられている。
- ② テューリンゲン州の昼間保育施設教育指針の中では、「このプランをそのまま基礎学校での指導要領として取り扱うことができる」<sup>5</sup>と述べられ、3つの教育の要素およびドイツの学校教育の軸となるコンピテンシーを考慮して、音楽教育の教育プランを具体的に示すことで、後の学校教育への繋がりがより理解しやすくなっている。また、2010年のテューリンゲン州の基礎学校の指導要領（Lehrplan）の中で、「基礎学校の音楽の授業は、テューリンゲン州の10歳までの子どもの教育プランの幼稚園での音楽領域で説明された能力と技術を結びつけ、それらをさらに発展させる」<sup>6</sup>と記されているように、幼小の連携を視野に入れた教育が目指され、昼間保育施設教育指針及び基礎学校の指導要領が作成されているといえる。実際にテューリンゲン州の昼間保育施設教育指針の中の就学前教育段階と初等教育段階の表を比較した結果、例えば「生活騒音と音楽の区別、リズムと旋律的な輪郭の理解」→「音楽構成の型の理解、それらを流動的なリズムに置き換える」といった能力の成長に合わせた教育の提案の変化が随所でみられた。
- ③ 音楽と動きの関連に最も重点を置いた内容となっているが、その他に詩やお話し等を扱う言語活動、絵本や絵画鑑賞等を扱う造形芸術の教育領域とも関連性がみられる。
- ④ 演奏の分野では、歌のみならず、簡単な楽器の演奏やボディーパーカッションも取り入れ、鑑賞の分野においては様々な楽器群による様々な演奏形態、時代、ジャンル、文化といった多彩な音楽と触れ合うことが目標とされている。
- ⑤ 他分野の教育領域との連携、昼間保育施設内だけではなく家庭や音楽学校等の専門の施設との連携の推奨によって、子どもの生活に密着した包括的な音楽教育が目指されているといえる。

## 4. 兩州の昼間保育施設教育指針の比較

兩州の昼間保育施設教育指針の特徴を特に音楽領域に焦点を当てて比較した結果、いくつかの共通点と相違点が見受けられた。

共通点は、「動きと音楽」に重きを置いた教育内容であること、他分野の教育領域との関連を考慮に入れていること、詳細な内容や程度の違いこそあれ、演奏、音楽創作、鑑賞（聴取）について取り上げられていること、どちらの州の昼間保育施設教育指針もドイツ全体の教育の基盤となる4つの能力に関連したこと等が挙げられる。

また、相違点は、ブレーメン州の昼間保育施設教育指針では、就学前教育までの子どもが扱われているのに対して、テューリンゲン州の昼間保育施設教育指針では、10歳まで（基礎学校まで）の子どもが扱われていること、ブレーメン州では、4つの能力との関連がはっきりと明記されていないことに対して、テューリンゲン州では、4つの能力に関連した3つの要素を中心に教育領域の内容が記されていること、ブレーメン州では、演奏活動が歌唱のみしか記されていないのに対して、テューリンゲン州では、簡単な楽器の演奏やボディーパーカッションといった多様な活動が推奨されており、音楽の要素についての知識の獲得などもテューリンゲン州のみで言及されている等の点である。

これらのことから、音楽領域において、教育機関の省の所管となっているテューリンゲン州の昼間保育施設教育指針の方が、より基礎学校との連携に着目して作成されているといえる。また教育内容も、テューリンゲン州の方がより深く多様な音楽活動を含む教育が目指されていることが明らかとなった。

### 【註】

1 「リトミックと音楽」「身体と運動」「遊びと創造」「言語と非言語のコミュニケーション」「文化と社会」「組み立てと造形」「自然、環境と技術」の7教育領域に分けられている。

2 「言葉と筆記の教育」「運動と健康の教育」「自然科学と技術の教育」「数学教育」「音楽教育」「芸術造形

教育」「社会文化、道徳と宗教の教育」の7教育領域である。

- 3 前掲書1において、これらの4つの能力はドイツ全体において教育の基盤とされていると述べられている。
- 4 Thüringer Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur (Hrsg.) (2008) *Thüringer Bildungsplan für Kinder bis 10 Jahre*, verlag das netz. S. 18.
- 5 Ebd., S.20.
- 6 Thüringer Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur (Hrsg.) (2010) *Lehrplan für die Grundschule und für die Förderschule mit dem Bildungsgang der Grundschule Musik*. S. 5

### 【引用・参考文献】

- ・ Freie Hansestadt Bremen, Der Senator für Arbeit, Frauen, Gesundheit, Jugend und Soziales (Hrsg.) (2004) *Rahmenplan für Bildung und Erziehung im Elementarbereich*, Scharnhorst & Reincke.
- ・ 伊藤真（2007）「ドイツの就学前教育段階における音楽教育—ハンブルク州の昼間保育施設（Kita）のための教育勧告を中心に—」『教育学研究紀要』（CD-ROM版）第53巻, pp. 459-464.
- ・ Thüringer Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur (Hrsg.) (2008) *Thüringer Bildungsplan für Kinder bis 10 Jahre*, verlag das netz.
- ・ Thüringer Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur (Hrsg.) (2010) *Lehrplan für die Grundschule und für die Förderschule mit dem Bildungsgang der Grundschule*.
- ・ 豊田和子（2011）「ドイツの幼稚園における教育の質をめぐる議論と成果—Tietzeら（ベルリン自由大学研究グループ）を中心に—」『保育学研究』第49巻第3号, pp. 269-280.